

(保 115)
令和元年 9 月 10 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本 吉郎

酸素の価格等について

令和元年 10 月から消費税が 10%になることに鑑み、令和元年 8 月 30 日付け厚生労働省告示第 97 号により酸素等の価格に関する告示が改正され、関連する通知が発出されました。

その概要は下記のとおりでありますので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「診療報酬改定に関する情報 <令和元年度（平成 31 年度）>」に掲載いたします。

記

1. 令和元年 10 月 1 日からの酸素の価格について

診療報酬点数表の「J201」酸素加算の留意事項等に規定されているとおり、酸素の単価については上限額が定められるとともに、使用する保険医療機関ごとに、原則として前年 1 月から 12 月までの購入対価に基づく単価を算出した上で、「別紙様式 25」により当該年の 2 月 15 日までに地方厚生（支）局に届け出ることとされております。

この取扱いについて、令和元年 10 月からは、消費税が 10%となることに伴い、以下の 2 点について変更がありますので、ご留意下さい。

- ① 酸素の単価の上限額が変更されること。
- ② 保険医療機関ごとに算出する酸素の単価も、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日の間は、平成 30 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価に 108 分の 110 を乗じて得た額に基づき単価に変更されること。

2. 令和2年度の酸素の価格について

令和2年度の酸素の価格については、平成31年1月から令和元年12月までの購入対価等を「別紙様式25」により、令和2年2月15日までに地方厚生（支）局に届け出る必要がありますが、その際、平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に購入した酸素の対価については、当該額に108分の110を乗じて得た額を記載して届出することとなりますので、ご留意下さい。（「別紙様式25」の購入対価のうち1月から9月の欄については、医療機関の購入対価に108分の110を乗じて得た額を記載する）

〔添付資料〕

1. 官報（令和元年.8.30 第82号 抜粋）
2. 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について【※改正後の「別紙様式25」を含む】
（令和元年.8.30 保医発0830第3号 厚生労働省保険局医療課長）
3. 酸素の価格について
（令和元年.8.30 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

○厚生労働省告示第九十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、酸素及び窒素の価格（平成二年厚生省告示第四十一号）の一部を次の表のように改正し、令和元年十月一日から適用する。ただし、同日前に使用された酸素の価格については、なお従前の例による。

令和元年八月三十日

厚生労働大臣 根本 匠

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>1・2 (略)</p> <p>3 酸素の単価は、当該年度の前年の一月一日から十二月三十一日までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価（平成三十年一月一日から令和元年九月三十日までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価については、当該対価に百八分の百十を乗じて得た額の一円未満の端数を四捨五入した額）を当該酸素の摂氏三十五度、一気圧における容積（単位 リットル）で除して得た額の一銭未満の端数を四捨五入した額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合における単価は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、当該年度の前年において酸素の購入実績がない場合又は第二号に</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 酸素の単価は、当該年度の前年の一月一日から十二月三十一日までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価（平成二十五年一月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価については、当該対価に百五十分の百八を乗じて得た額の一円未満の端数を四捨五入した額）を当該酸素の摂氏三十五度、一気圧における容積（単位 リットル）で除して得た額の一銭未満の端数を四捨五入した額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合における単価は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、当該年度の前年において酸素の購入実績がない場合又は第</p>

規定する保険医療機関について特別の事情がある場合にあつては、別に定めるところによる。

一 次号に定める地域以外の地域に所在する保険医療機関における酸素の単価 イ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれイ及びロに定める額

イ 液体酸素の単価 (1)及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額

(1) (略)

(2) 可搬式液化酸素容器(LGC)に係る酸素の単価 ○・三二円(単位リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。)

ロ 酸素ボンベに係る酸素の単価 (1)及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額

(1) 大型ボンベに係る酸素の単価 ○・四二円(単位リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。)

(2) 小型ボンベに係る酸素の単価 二・三六円(単位リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。)

二 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島の地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島の地域、沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島、過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域又は豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第二項の規定により特別

二号に規定する保険医療機関について特別の事情がある場合にあつては、別に定めるところによる。

一 次号に定める地域以外の地域に所在する保険医療機関における酸素の単価 イ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれイ及びロに定める額

イ 液体酸素の単価 (1)及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額

(1) (略)

(2) 可搬式液化酸素容器(LGC)に係る酸素の単価 ○・三一円(単位リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。)

ロ 酸素ボンベに係る酸素の単価 (1)及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額

(1) 大型ボンベに係る酸素の単価 ○・四一元(単位リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。)

(2) 小型ボンベに係る酸素の単価 二・三一元(単位リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。)

二 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島の地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島の地域、沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島、過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域又は豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第二項の規定により特別

豪雪地帯として指定された地域に所在する保険医療機関における酸素の単価 イ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれイ及びロに定める額

イ 液体酸素の単価 (1)及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額

(1) 定置式液化酸素貯槽(CE)に係る酸素の単価 ○・二九円(単位リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。)

(2) 可搬式液化酸素容器(LGC)に係る酸素の単価 ○・四七円(単位リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。)

ロ 酸素ボンベに係る酸素の単価 (1)及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額

(1) 大型ボンベに係る酸素の単価 ○・六三元(単位リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。)

(2) 小型ボンベに係る酸素の単価 三・一五円(単位リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。)

豪雪地帯として指定された地域に所在する保険医療機関における酸素の単価 イ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれイ及びロに定める額

イ 液体酸素の単価 (1)及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額

(1) 定置式液化酸素貯槽(CE)に係る酸素の単価 ○・二八円(単位リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。)

(2) 可搬式液化酸素容器(LGC)に係る酸素の単価 ○・四六円(単位リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。)

ロ 酸素ボンベに係る酸素の単価 (1)及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額

(1) 大型ボンベに係る酸素の単価 ○・六二円(単位リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。)

(2) 小型ボンベに係る酸素の単価 三・〇九円(単位リットル。摂氏三十五度、一気圧における容積とする。)

4・5

(略)

4・5

(略)

保医発0830第3号
令和元年8月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の
一部改正について

今般、酸素及び窒素の価格の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第97号）が公布され、令和元年10月1日から適用されること等に伴い、下記のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 別添1の第2章第9部J201（1）中「0.31円」を「0.32円」、「0.41円」を「0.42円」、「2.31円」を「2.36円」、「0.28円」を「0.29円」、「0.46円」を「0.47円」、「0.62円」を「0.63円」及び「3.09円」を「3.15円」に改める。
- 2 別添1の第2章第9部J201（16）中「平成25年1月1日から平成26年3月31日」を「平成30年1月1日から令和元年9月30日」及び「105分の108」を「108分の110」に改める。
- 3 別添1の別紙様式25中「平成」を「令和」に改める。
- 4 別添1の別紙様式25中〔記載上の注意事項〕を1の前とし、〔記載上の注意事項〕2中「平成25年1月1日から平成26年3月31日」を「平成30年1月1日から令和元年9月30日」、「105分の108」を「108分の110」に改め、なお書に下線を引く。

(別添参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部～第8部 (略)</p> <p>第9部 処置</p> <p>J000～J200 (略)</p> <p>J201 酸素加算</p> <p>(1) 酸素吸入のほか酸素又は窒素を使用した診療に係る酸素又は窒素の価格は、「酸素及び窒素の価格」(平成2年厚生省告示第41号)により定められており、その単価(単位 リットル。摂氏35度、1気圧における容積とする。)は、次のとおりである。</p> <p>ア 離島等以外の地域に所在する保険医療機関の場合</p> <p>液体酸素の単価</p> <p>定置式液化酸素貯槽(CE)に係る酸素の単価</p> <p>1リットル当たり0.19円</p> <p>可搬式液化酸素容器(LGC)に係る酸素の単価</p> <p>1リットル当たり<u>0.32円</u></p> <p>酸素ポンベに係る酸素の単価</p> <p>大型ポンベに係る酸素の単価</p> <p>1リットル当たり<u>0.42円</u></p> <p>小型ポンベに係る酸素の単価</p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部～第8部 (略)</p> <p>第9部 処置</p> <p>J000～J200 (略)</p> <p>J201 酸素加算</p> <p>(1) 酸素吸入のほか酸素又は窒素を使用した診療に係る酸素又は窒素の価格は、「酸素及び窒素の価格」(平成2年厚生省告示第41号)により定められており、その単価(単位 リットル。摂氏35度、1気圧における容積とする。)は、次のとおりである。</p> <p>ア 離島等以外の地域に所在する保険医療機関の場合</p> <p>液体酸素の単価</p> <p>定置式液化酸素貯槽(CE)に係る酸素の単価</p> <p>1リットル当たり0.19円</p> <p>可搬式液化酸素容器(LGC)に係る酸素の単価</p> <p>1リットル当たり<u>0.31円</u></p> <p>酸素ポンベに係る酸素の単価</p> <p>大型ポンベに係る酸素の単価</p> <p>1リットル当たり<u>0.41円</u></p> <p>小型ポンベに係る酸素の単価</p>

1 リットル当たり2.36円

イ 離島等に所在する保険医療機関の場合

液体酸素の単価

定置式液化酸素貯槽（CE）に係る酸素の単価

1 リットル当たり0.29円

可搬式液化酸素容器（LGC）に係る酸素の単価

1 リットル当たり0.47円

酸素ポンベに係る酸素の単価

大型ポンベに係る酸素の単価

1 リットル当たり0.63円

小型ポンベに係る酸素の単価

1 リットル当たり3.15円

(2)～(15) (略)

(16) (5)、(7)及び(11)に掲げる対価については、平成30年1月1日から令和元年9月30日までの間に医療機関が購入したのものについては、当該対価に108分の110を乗じて得た額の1円未満の端数を四捨五入した額とする。

第10部～第13部 (略)

第3章 (略)

(別紙様式25)

酸素の購入価格に関する届出書（令和 年度）

[記載上の注意事項]

1 (略)

2 対価は、実際に購入した価格（消費税を含む。）を記載すること。

なお、平成30年1月1日から令和元年9月30日までの間に医療機関が購入したのものについては、当該対価に108分の110を乗じて得た額の1円未満の端数を四捨五入した額とする。

1 リットル当たり2.31円

イ 離島等に所在する保険医療機関の場合

液体酸素の単価

定置式液化酸素貯槽（CE）に係る酸素の単価

1 リットル当たり0.28円

可搬式液化酸素容器（LGC）に係る酸素の単価

1 リットル当たり0.46円

酸素ポンベに係る酸素の単価

大型ポンベに係る酸素の単価

1 リットル当たり0.62円

小型ポンベに係る酸素の単価

1 リットル当たり3.09円

(2)～(15) (略)

(16) (5)、(7)及び(11)に掲げる対価については、平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に医療機関が購入したのものについては、当該対価に105分の108を乗じて得た額の1円未満の端数を四捨五入した額とする。

第10部～第13部 (略)

第3章 (略)

(別紙様式25)

酸素の購入価格に関する届出書（平成 年度）

1～3 (略)

[記載上の注意事項]

1 (略)

2 対価は、実際に購入した価格（消費税を含む。）を記載すること。

なお、平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に医療機関が購入したのものについては、当該対価に105分の108を乗じて得た額の1円未満の端数を四捨五入した額とする。

1～3 (略)

上記のとおり届出します。

令和 年 月 日

(略)

上記のとおり届出します。

平成 年 月 日

(略)

酸素の購入価格に関する届出書 (令和 年度)

[記載上の注意事項]

- 届出は、当該前年の1月1日から12月31日までの間に購入したすべての酸素について記載すること。
- 対価は、実際に購入した価格（消費税を含む。）を記載すること。
なお、平成30年1月1日から令和元年9月30日までの間に医療機関が購入したものについては、当該対価に108分の110を乗じて得た額の1円未満の端数を四捨五入した額とする。

1 前年の1月から12月までの酸素の購入実績

購入年月	定置式液化酸素貯槽 (CE)		可搬式液化酸素容器 (LGC)		大型ボンベ (3,000L超)		小型ボンベ (3,000L以下)	
	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)
年1月								
2月								
3月								
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
計								
単価								

2 前年1年間において酸素の購入実績がない場合 (当該診療月前の酸素の購入実績)

購入年月	定置式液化酸素貯槽 (CE)		可搬式液化酸素容器 (LGC)		大型ボンベ (3,000L超)		小型ボンベ (3,000L以下)	
	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)	購入容積 (リットル)	購入対価 (円)
年 月								
単価								

3 その他

購入業者名	種類 (液化酸素、ボンベ)

上記のとおり届出します。

令和 年 月 日

医療機関コード	
---------	--

保険医療機関

所在地
名称
開設者

印

殿

事務連絡
令和元年8月30日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

酸素の価格について

酸素の価格については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について(令和元年8月30日付け保医発0830第3号)により、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を依頼したところですが、これに伴う事務の取扱いについては下記のとおりとしますので、遺漏なきようご対応をお願いいたします。

記

1 令和元年10月1日からの酸素の価格について

酸素及び窒素の価格の一部を改正する件(令和元年厚生労働省告示第97号)に基づき、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間の算出額に用いる酸素の対価については、平成30年1月1日から12月31日までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価に108分の110を乗じて得た額となるので、当該保険医療機関の酸素の価格については令和元年10月1日より変更が生じます。

この変更に伴う作業手順については、以下のとおりとします。

- ① 令和元年9月30日時点において保険医療機関等管理システムの「酸素の購入価格算定医療機関一覧表」に登録されている全データを、当課において抽出します。その上で、抽出対象となった保険医療機関の令和元年10月1日からの酸素の単価(平成30年1月1日から12月31日までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価に108分の110を乗じて得た額を購入した容積で除して得た額)

を算出し、地方厚生（支）局へ保険医療機関等管理システムから出力される「酸素の購入価格算定医療機関一覧表」のExcel帳票及びPDF帳票の形式で情報提供いたします。

なお、本作業は保険医療機関等管理システムに登録されているデータを直接変更するものではないためご注意ください。

また、令和元年9月30日までに保険医療機関等管理システムに登録されているデータについては消費税8%における購入価格が登録されていることを前提としているため、個別のデータ訂正等には対応できませんのでご注意ください。

- ② 地方厚生（支）局においては①のデータを基に、令和元年10月1日からの当該保険医療機関の酸素の価格を審査支払機関及び保険者に情報提供をお願いいたします。
- ③ 令和元年10月1日以降に保険医療機関より届出が提出された場合や個別のデータ訂正等につきましては、地方厚生（支）局において保険医療機関等管理システムに登録し帳票を出力する等ご対応をお願いいたします。

2 令和2年度の酸素の価格について

酸素及び窒素の価格の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第97号）に基づき、令和2年度の算出額に用いる酸素の対価のうち、平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価については、当該額に108分の110を乗じて得た額とする必要があります。令和元年9月30日までの額と同年10月1日以降の額の取扱いが異なることとなりますので、ご注意ください。

3 保険医療機関へのお知らせについて

令和元年10月以降の診療分のレセプト請求に関して混乱が生じないように、以下の内容についてHPでの掲載等により周知徹底を改めてお願いいたします。

- ① 令和元年10月1日から酸素の価格が変更になること。
- ② 酸素の単価の上限額も改正されていること。
- ③ 令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間及び令和2年度の酸素の価格に関する届出においては、平成30年1月1日から令和元年9月30日までの間について当該保険医療機関が購入した酸素の対価に108分の110を乗じて得た額として届出すること。

(参考1) 令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間及び令和2年度の算出額に用いる、平成30年1月1日から令和元年9月30日までの間に係る酸素の単価の計算式

$$\text{酸素の単価} (\ast 2) = \frac{\text{保険医療機関が購入した酸素の対価} \times 110/108 (\ast 1)}{\text{保険医療機関が購入した容積} (\ast 3)}$$

(※1) 1円未満の額を四捨五入した額

(※2) 1銭未満の額を四捨五入した額

(※3) 酸素の摂氏35度、一気圧における容積(単位 リットル)

(参考2)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日保医発0305第1号)(抄)別添1の第2章第9部J201

(11) 保険医療機関は、当該年の4月1日以降の診療に係る費用の請求に当たって用いる酸素の単価並びにその算出の基礎となった前年の1月から12月までの間に当該保険医療機関が購入した酸素の対価及び当該購入した酸素の容積を別紙様式25により、当該年の2月15日までに地方厚生(支)局長に届け出るものとする。ただし、(7)のア又はイの方法によって酸素の購入単価を算出している場合にあっては、随時(当該年度内において算出した購入単価に30%を超える変動があった場合を含む。)地方厚生(支)局長に届け出るものとする。